オンラインクレーンゲームサービスにおける未成年者保護に関するガイドライン

2022年4月1日制定 JOCA 一般社団法人日本オンラインクレーンゲーム事業者協会

1:目的

本ガイドラインは、当協会に加盟するオンラインクレーンゲームサービスを提供する事業者が、消費者保護 を最優先に運営にあたる事を目的とします。

特に「未成年者(18 才未満)」の保護についてここにガイドラインを定め、各事業者は、ユーザーが安心して利用できる環境を整備するものとします。

また、当協会は必要に応じて当ガイドラインの見直しと更新を継続するものとします。

当協会及び当協会に加盟する各オンラインクレーンゲーム事業者は、マーケットに向けて本ガイドラインの 啓蒙その他の諸活動を積極的に進めるものとします。

2:未成年者の保護に関する規定

- (1)未成年者の利用における保護者の同意等に関する事項
 - ①各事業者は、ゲーム内に年齢確認を行う仕組みを導入し、未成年者の保護を図ります。
 - ②各事業者は、年齢確認の仕組みを導入する際、未成年者が理解できるような表現・漢字にルビ (ふりがな)をふる等の記載をするとともに、他の部分よりも大きなフォント・太字を使用する、ハイライト・下線を付ける等、重要であることが未成年者に容易に理解・判別できるようにするものとします。
 - ③各事業者は、「未成年者」のゲームプレイに対して注意喚起する事を目途として「初回ゲーム起動時、もしくは初回登録時」に以下の各号に定める事項をゲーム内に明記するものとします。
 - a.未成年者のオンラインクレーンゲームの利用については保護者の同意が必要であること
 - b.未成年者のオンラインクレーンゲームの利用方法(利用時間・利用金額等)について、日常生活に支障をきたさないよう保護者と相談して決める必要があること
- (2)未成年者(18 才未満)の課金に関する事項

各事業者は、以下の各号に定める事項を実施します。

- ①ユーザーによる自己申告等に基づき、ユーザーが「成人(18 才以上)」か「未成年者(18 才未満)」であるかを以下に示すいずれかの時点で確認します。
 - a.初回課金時までに確認します
 - b.課金上限金額を超えようとした時に確認します

②当協会は、未成年者による過大な課金を抑制する観点から、未成年者(18 才未満)に対して課金上限設定等を実施します。

16 歳-17 歳 30,000 円上限/月間 15 歳以下 10,000 円上限/月間

③ゲーム内に、「未成年者」による課金に対する注意文言を掲載します。 また注意文言は、前述(1)②に基づき、未成年者のユーザーが視認しやすく、わかりやすい表示を するものとします。

(3)未成年者(18歳未満)の取消し等に関する事項

各事業者は、未成年者が法定代理人の同意を得ないで行ったゲームプレイに対し、当該法定代理 人から未成年者であることを理由とした取消等の請求を受けた場合、速やかに事実関係の調査を行い適切に対応するものとします。ただし、次の場合はこの限りではありません。

- ①未成年者が法定代理人の同意を得てゲームプレイを行っていた場合
- ②未成年者が詐術によるゲームプレイを行っていた場合

4:雑則

本ガイドラインとは別に事業者ならびに本協会が遵守又は実施すべき事項等を「オンラインクレーンゲーム サービスにおけるガイドラインの解釈運用基準(内規)」として定めるものとします。

5:附則

本ガイドラインは、2022年4月1日から適用します。